

報道関係者 各位

令和4年12月16日
宮崎労働局
職業安定部 職業対策課
課長 田之上 睦 子
課長補佐 伊集院 一也
高齢者対策担当官 迫 園 竜 士
(電話) 0985-38-8824

令和4年「高年齢者雇用状況等報告」(宮崎県分) 集計結果

70歳までの高年齢者就業確保措置実施企業の割合33.2%、前年調査より3.0ポイント増加

【実施企業割合は全国9位(全国平均27.9%)】

宮崎労働局(局長:田中 大介)では、このほど宮崎県内における65歳までの「高年齢者雇用確保措置」、及び70歳までの「高年齢者就業確保措置」の実施状況などを集計した、令和4年「高年齢者雇用状況等報告」(令和4年6月1日現在)を取りまとめましたので、公表します。

【集計結果の主なポイント】 ※以下、()は集計項目のうち、全体に占める割合
※以下、[]は対前年差

ポイントⅠ 65歳までの高年齢者雇用確保措置を実施済みの企業の状況

65歳までの高年齢者雇用確保措置の実施状況(10ページ表1、11ページ表3-1)

実施済み企業数は計2,219社、(99.9%) [変動なし]

ポイントⅡ 70歳までの高年齢者就業確保措置の実施状況

70歳までの高年齢者就業確保措置の実施状況(13ページ表5-1)

実施済み企業数は736社、(33.2%) [3.0ポイント増] 【割合は全国9位、全国27.9%】

- ・中小企業では707社、(33.3%) [2.7ポイント増]
- ・大企業では29社、(29.9%) [8.6ポイント増]

ポイントⅢ 66歳以上まで働ける制度のある企業の状況(注※)

① 66歳以上まで働ける制度のある企業の状況(14ページ表6)

実施済み企業数は1,091社、(49.1%) [3.0ポイント増] 【割合は全国4位、全国40.7%】

- ・中小企業では1,048社、(49.4%) [3.0ポイント増]
- ・大企業では43社、(44.3%) [3.9ポイント増]

② 70歳以上まで働ける制度のある企業の状況(14ページ表7)

実施済み企業数は1,038社、(46.8%) [3.0ポイント増] 【割合は全国5位、全国39.1%】

- ・中小企業では996社、(46.9%) [2.9ポイント増]
- ・大企業では42社、(43.3%) [5.0ポイント増]

(注※) 前述のポイントⅢ①②において、「①66歳(又は②70歳)以上まで働ける制度のある企業」とは、70歳までの高年齢者就業確保措置の実施企業に加え、業務委託等その他企業の実情に応じて何らかの仕組みで①66歳(又は②70歳)以上まで働くことができる制度を導入している企業を含みます。

※ この集計では、従業員21人～300人規模を「中小企業」、301人以上規模を「大企業」としています。

※ <集計対象> 常時雇用する労働者が21人以上の企業2,220社

【内訳】 中小企業(21～300人規模): 2,123社

・ 中小企業のうち21～30人規模: 624社

・ 中小企業のうち31～300人規模: 1,499社

大企業(301人以上規模): 97社

※ 詳細は、3ページ以降をご参照ください。

【高年齢者雇用状況等報告について】

「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」(以下「高齡法」といいます。)では、高年齢者が年齢に関わりなく働き続けることができる「生涯現役社会の実現」を目指して、企業に「定年制の廃止」や「定年の引上げ」、「継続雇用制度の導入」(高年齢者雇用確保措置)のいずれかの措置を、65歳まで講じるよう義務付けています。

さらに、令和3年4月1日からは、70歳までを対象として、「定年制の廃止」や「定年の引上げ」、「継続雇用制度の導入」という雇用による措置や、「業務委託契約を締結する制度の導入」、「社会貢献事業に従事できる制度の導入」(高年齢者就業確保措置)という雇用以外の措置のいずれかの措置を講じるよう努めることを義務付けています。

今回の集計結果は、常時雇用する労働者が21人以上の県内企業2,220社からの報告に基づき、このような高年齢者の雇用等に関する措置について、令和4年6月1日時点での実施状況をまとめたものです。

【労働局のコメント】

宮崎県では、65歳までの高年齢者雇用確保措置は、ほぼ全ての集計対象企業で講じられています。また、66歳以上まで働ける制度のある企業の割合が49.1%、(全国割合40.7%)、70歳以上まで働ける制度のある企業の割合は46.8%、(全国割合39.1%)となっています。

さらに、高齡法に基づく70歳までの高年齢者就業確保措置実施企業は33.2%(全国割合27.9%)と、総じて全国的な割合を上回っており、生涯現役社会の実現に向け着実に前進しています。

なお、宮崎労働局、県内ハローワークでは、令和3年4月1日より高齡法の一部改正(70歳までの就業機会の確保措置を講ずる努力義務が新設)が施行されていることを踏まえ、高年齢者就業確保措置を導入する企業の更なる拡大を目指す取組など、今後とも生涯現役で働くことのできる社会の実現のための施策を推進いたします。

また、義務となっている65歳までの高年齢者雇用確保措置を実施していない企業に対しては、宮崎労働局、各ハローワークによる計画的かつ重点的な個別指導を実施してまいります。

1 高年齢者雇用確保措置の実施状況

(1) 高年齢者雇用確保措置の状況（10ページ表1）

高年齢者雇用確保措置（以下「雇用確保措置」^{注1}という。）を実施済みの企業は、報告した企業全体で2,219社（99.9%）〔変動なし〕で、中小企業では99.9%〔変動なし〕、大企業では100%〔変動なし〕であった。

注1 雇用確保措置

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第9条第1項に基づき、定年を65歳未満に定めている事業主は、雇用する高年齢者の65歳までの安定した雇用を確保するため、以下のいずれかの措置（高年齢者雇用確保措置）を講じなければならない。

- ① 定年制の廃止、②定年の引上げ、③継続雇用制度（再雇用制度・勤務延長制度等）の導入[※]

※ 継続雇用制度とは、現に雇用している高年齢者が希望するときは、当該高年齢者をその定年後も引き続き雇用する制度をいう。なお、平成24年度の法改正により、平成25年度以降、制度の適用者は原則として「希望者全員」となった。なお、平成24年度までに労使協定により継続雇用制度の対象者を限定する基準を定めていた場合、令和7年3月31日までは基準を適用可能。ただし、基準を適用できる年齢について、老齢厚生年金の報酬比例部分の支給開始年齢以上となるよう、段階的に引き上げる必要がある（経過措置）。

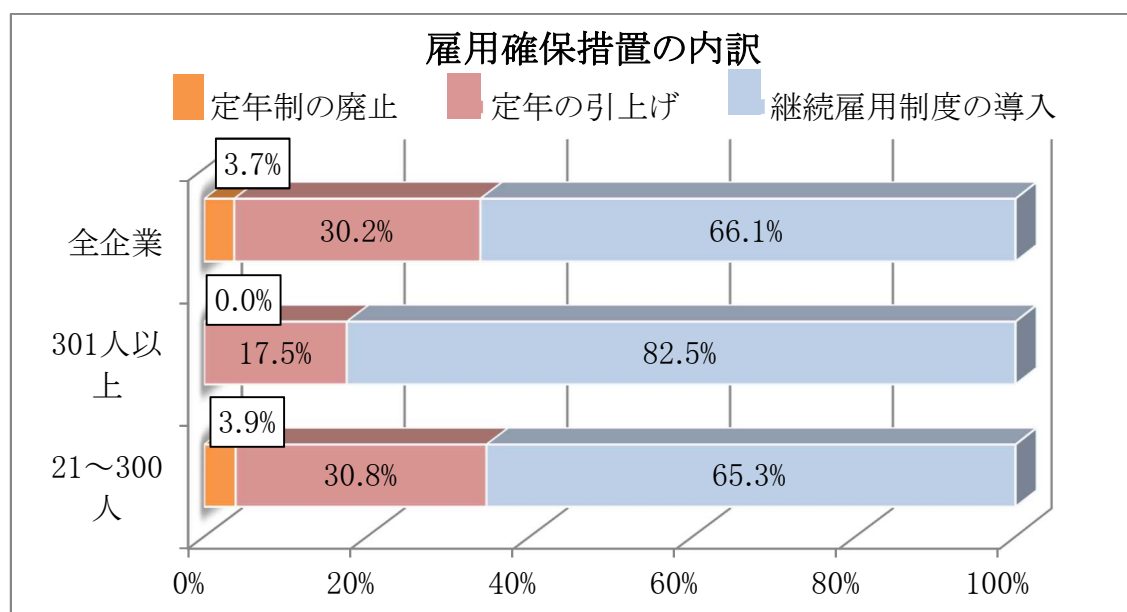
注2 本集計に係る留意点

本集計は原則小数点第2位以下を四捨五入しているが、それにより0%または100%となる数値については、小数点第2位以下を切り上げもしくは切り捨てとしている数値がある。

(2) 雇用確保措置を実施済みの企業の内訳（11ページ表3-1）

雇用確保措置を実施済みと報告した全企業について、雇用確保措置の措置内容別に見ると、定年制度の見直し（下記①、②）よりも、継続雇用制度の導入（下記③）を行うことで雇用確保措置を講じている企業が多かった。

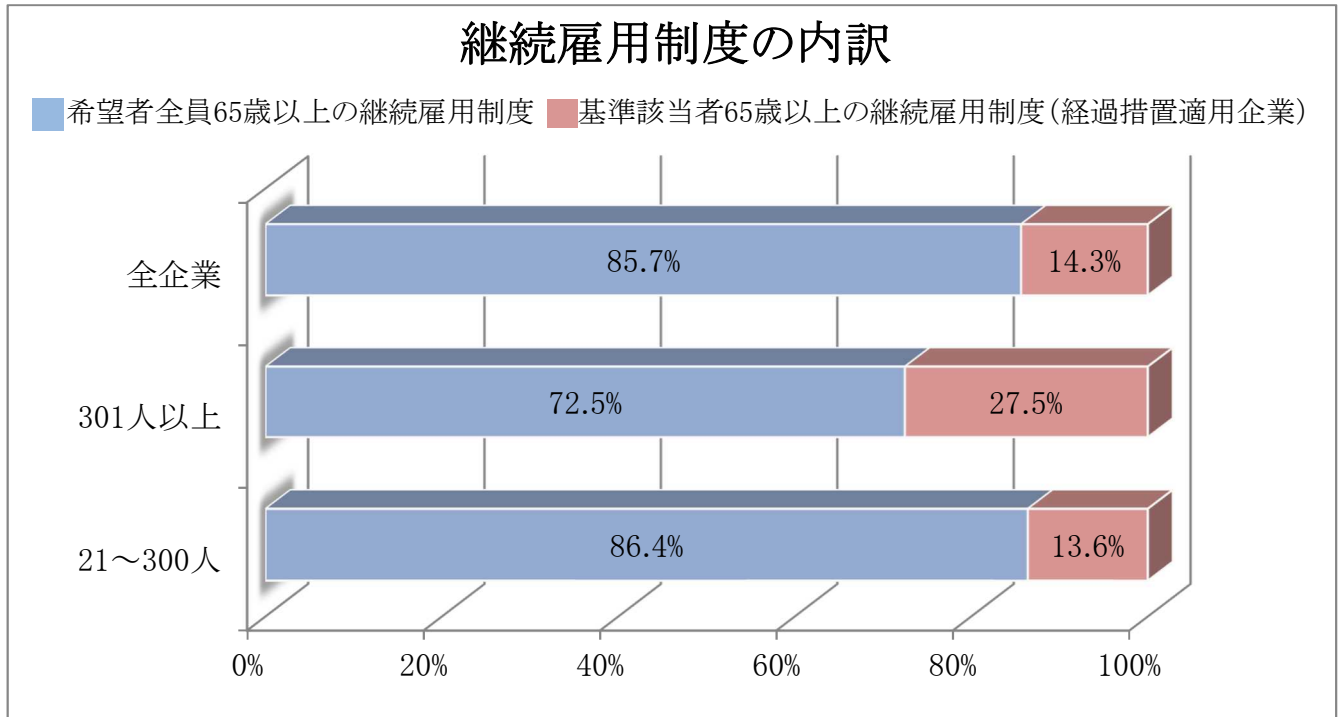
- ① 定年制の廃止は82社（3.7%）〔0.2ポイント減少〕
② 定年の引上げは671社（30.2%）〔1.5ポイント増加〕
③ 継続雇用制度の導入は1,466社（66.1%）〔1.4ポイント減少〕



(4) 65歳以上の継続雇用制度のある企業の状況（11 ページ表 3 - 2）

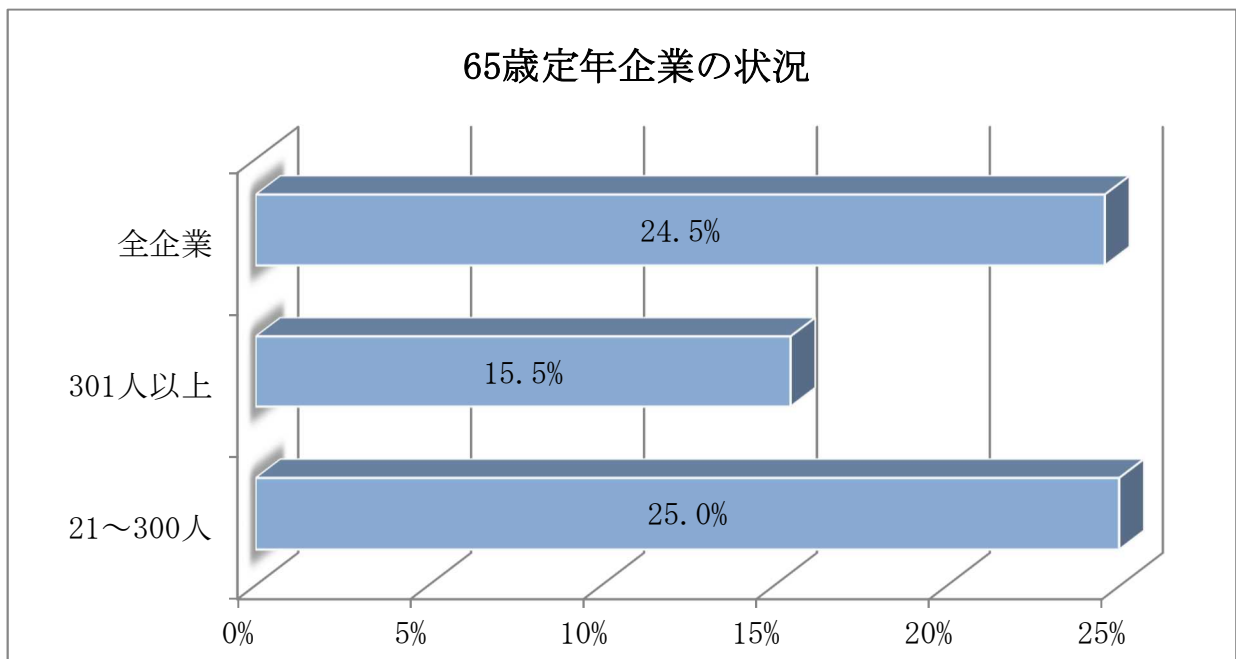
65歳以上の「継続雇用制度の導入」を行うことで雇用確保措置を講じている企業(1,466社)を対象に、継続雇用制度の内容を見ると、希望者全員を対象とする制度を導入している企業は85.7% [1.8ポイント増加] であった。

一方、高年齢者雇用安定法一部改正法の経過措置に基づく対象者を限定する基準がある継続雇用制度を導入している企業（経過措置適用企業）の割合は、報告した全企業では14.3% [1.8ポイント減少] であったが、大企業に限ると27.5% [10.5ポイント減少] であった。



2 65歳定年企業の状況（12ページ表 4）

報告した全企業のうち、定年を65歳とする企業は545社（24.5%） [0.9ポイント増加] で、中小企業では25.0% [0.9ポイント増加]、大企業では15.5% [1.7ポイント増加] であった。



3 70歳までの高年齢者就業確保措置の実施状況 (13 ページ表5-1)

(1) 70歳までの高年齢者就業確保措置の実施状況

報告した全企業において、70歳までの高年齢者就業確保措置（以下「就業確保措置」^{注3}という。）を実施済みの企業は736社（33.2%）[3.0ポイント増加]で、中小企業では33.3% [2.7ポイント増加]、大企業では29.9% [8.6ポイント増加]であった。

注3 就業確保措置

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第10条の2に基づき、定年を65歳以上70歳未満に定めている事業主または65歳までの継続雇用制度（70歳以上まで引き続き雇用する制度を除く）を導入している事業主は、その雇用する高年齢者について、次に掲げるいずれかの措置を講ずることにより、65歳から70歳までの就業を確保するよう努めなければならない。

①定年制の廃止、②定年の引上げ、③継続雇用制度（再雇用制度・勤務延長制度）の導入、④継続的に業務委託契約を締結する制度の導入、⑤継続的に社会貢献事業に従事できる制度の導入（事業主が自ら実施する社会貢献事業または事業主が委託、出資（資金提供）等する団体が行う社会貢献事業）

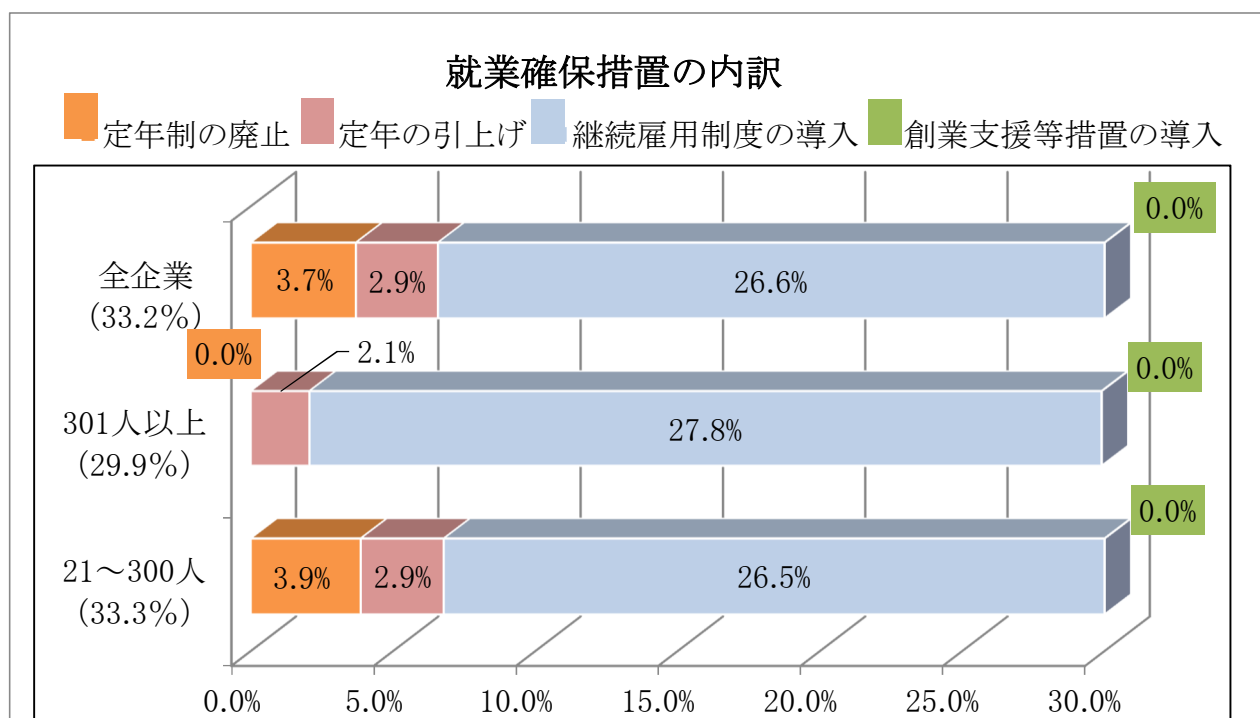
(2) 70歳までの就業確保措置を実施済みの企業の内訳

報告した全企業について、就業確保措置の措置内容別に見ると、継続雇用制度の導入を（下記③）を行うことで就業確保措置を講じている企業が最も多かった。

- ① 定年制の廃止は82社（3.7%）[0.2ポイント減少]
- ② 定年の引上げは64社（2.9%）[0.5ポイント増加]
- ③ 継続雇用制度の導入は590社（26.6%）[2.6ポイント増加]
- ④ 創業支援等措置^{注4}の導入は0社（0.0%）[変動なし]

注4 創業支援等措置

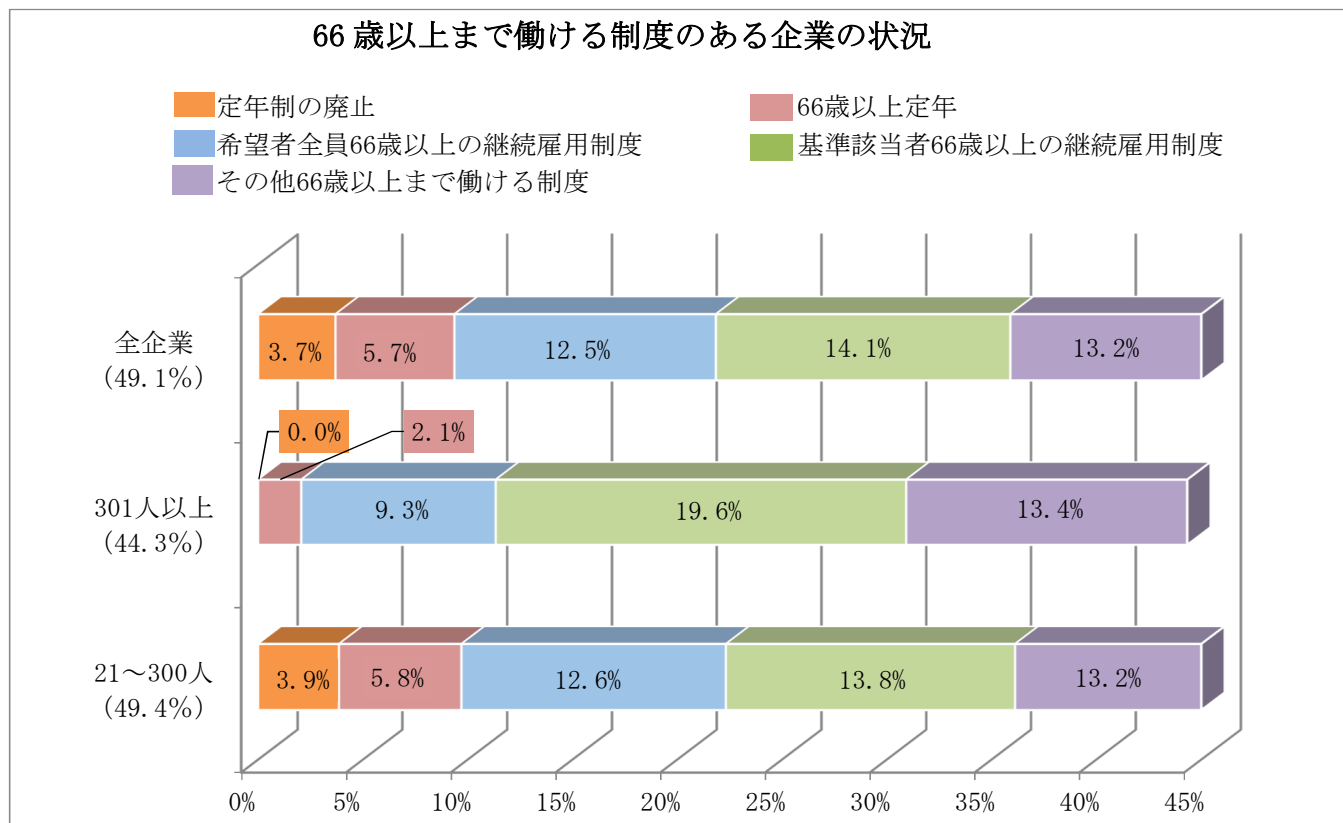
高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第10条の2に基づく、70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度及び70歳まで継続的に社会貢献事業（事業主自ら実施する事業または事業主が委託、出資（資金提供）等する団体が行う事業）に従事できる制度の導入。



4 66歳以上まで働ける制度のある企業の状況

(1) 66歳以上まで働ける制度のある企業の状況（14ページ表6）

報告した全企業において、66歳以上まで働ける制度のある企業は1,091社（49.1%）[3.0ポイント増加]で、中小企業では49.4% [3.0ポイント増加]、大企業では44.3% [3.9ポイント増加]であった。



※ 66歳以上定年制度と66歳以上の継続雇用制度の両方の制度を持つ企業は、「66歳以上定年」のみに計上している。

※ 「その他66歳以上まで働ける制度」とは、業務委託等その他企業の実情に応じて何らかの仕組みで66歳以上まで働くことができる制度を導入している場合を指す。

※集計項目のそれぞれの数値（%）について、小数点第2位以下を四捨五入しているため、各項目の和は合計（%）と一致しないことがある。

(2) 70歳以上まで働ける制度のある企業の状況（14ページ表7）

報告した全企業において、70歳以上まで働ける制度のある企業は1,038社（46.8%）[3.0ポイント増加]で、中小企業では46.9% [2.9ポイント増加]、大企業では43.3% [5.0ポイント増加]であった。

(3) 定年制の廃止および66歳以上定年企業の状況（12ページ表4）

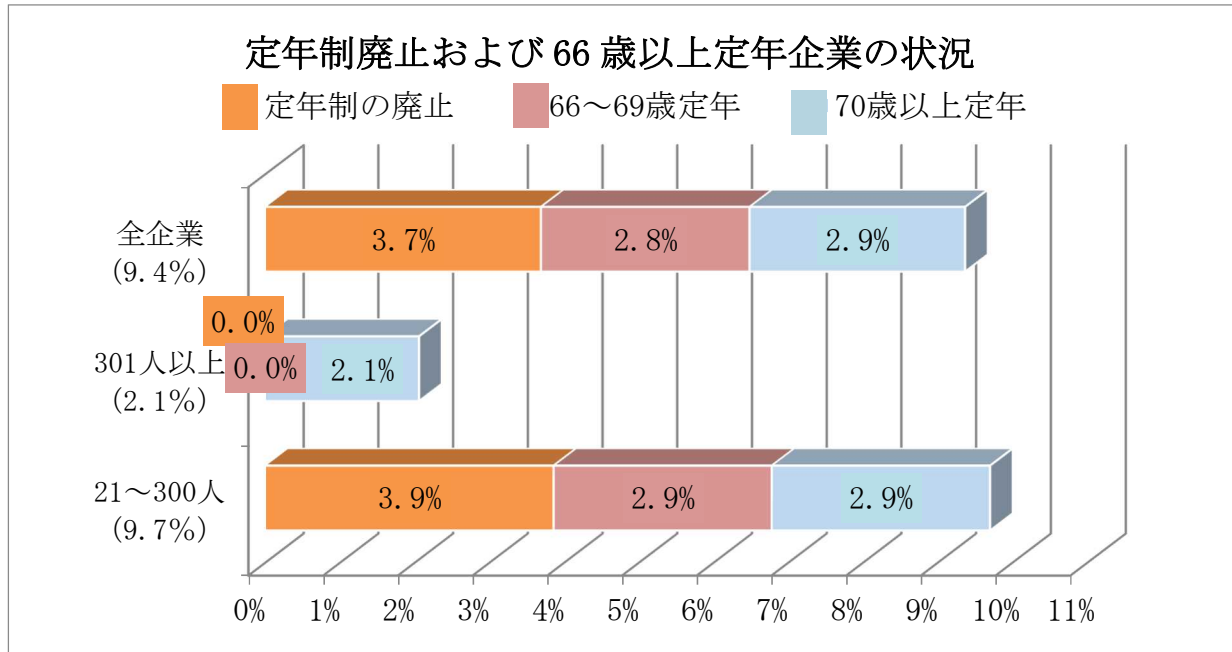
報告した全企業において、定年制を廃止している企業は82社（3.7%）[0.2ポイント減少]、定年を66～69歳とする企業は62社（2.8%）[0.1ポイント減少]、定年を70歳以上とする企業は64社（2.9%）[0.5ポイント増加]で、これを企業規模別に見ると、次のとおりであった。

① 中小企業

- ・ 定年制を廃止している企業は3.9% [0.1ポイント減少]
- ・ 定年を66～69歳とする企業は2.9% [0.1ポイント増加]
- ・ 定年を70歳以上とする企業は2.9% [0.5ポイント増加]

② 大企業

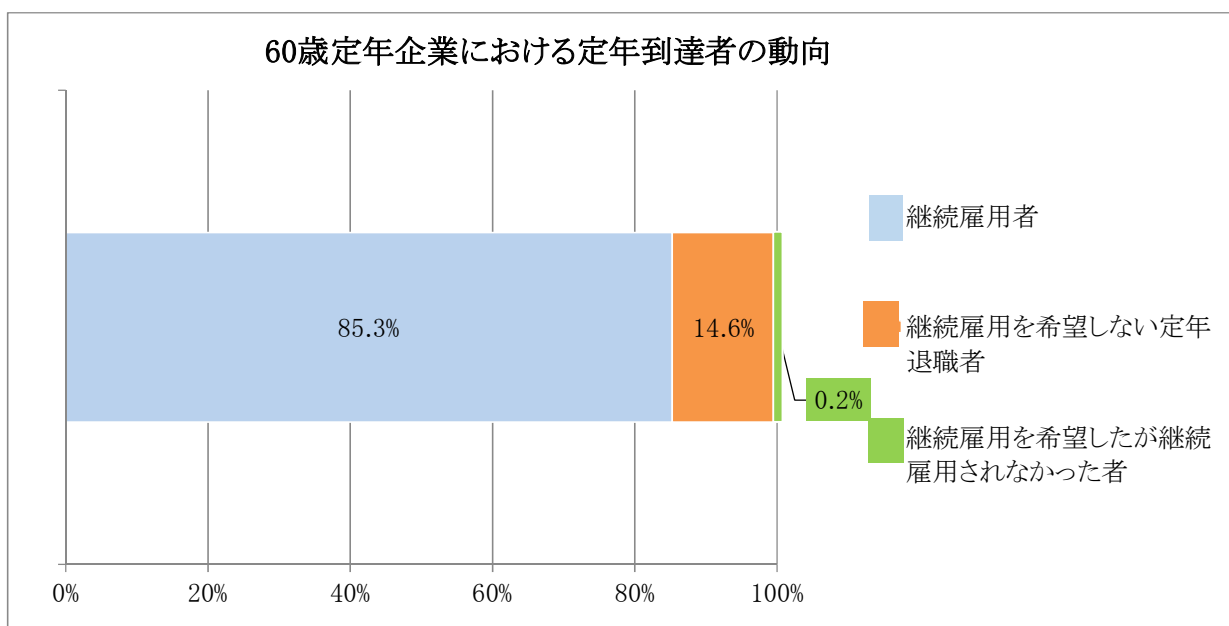
- ・ 定年制を廃止している企業は0.0% [変動なし]
- ・ 定年を66～69歳とする企業は0.0% [変動なし]
- ・ 定年を70歳以上とする企業は2.1% [変動なし]



5 60歳定年到達者の動向

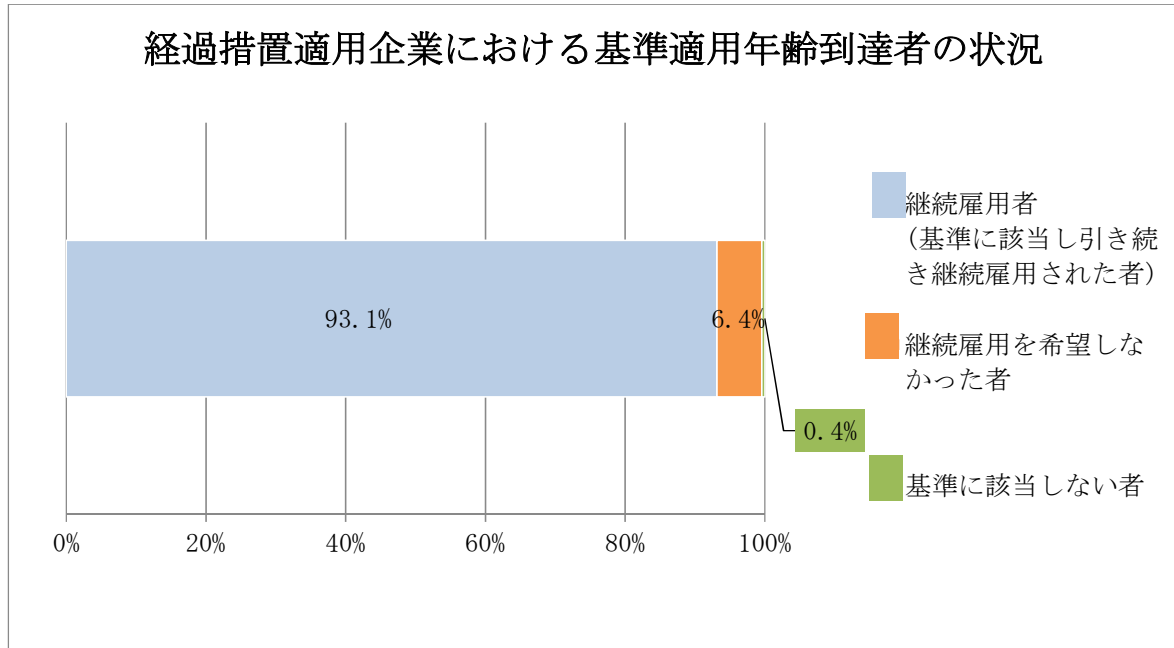
(1) 60歳定年企業における定年到達者の動向 (15ページ表8-1)

60歳定年企業において、過去1年間(令和3年6月1日から令和4年5月31日)に定年に到達した者は、2,184人であった。このうち、継続雇用された者は85.3% [0.9ポイント減少] (うち子会社等・関連会社等での継続雇用者は1.1% [0.4ポイント増加])、継続雇用を希望しない定年退職者は14.6% [1.0ポイント増加]、継続雇用を希望したが継続雇用されなかった者は0.2% [変動なし] であった。



(2) 継続雇用の対象者を限定する基準に係る経過措置の適用状況（15ページ表8－2）

経過措置に基づく対象者を限定する基準がある企業において、過去1年間（令和3年6月1日から令和4年5月31日）に、基準を適用できる年齢（令和4年4月1日から令和7年3月31日までは64歳）に到達した者は、233人であった。このうち、基準に該当し引き続き継続雇用された者は93.1% [3.2ポイント減少]、継続雇用の更新を希望しなかった者は6.4% [3.0ポイント増加]、継続雇用を希望したが基準に該当せずに継続雇用が終了した者は0.4% [0.1ポイント増加] であった。



6 高年齢常用労働者の状況（16 ページ表 9）

(1) 年齢階級別の常用労働者数について

報告した全企業における常用労働者数186,291人のうち、60歳以上の常用労働者数は36,780人で19.7% [0.6ポイント増加] を占めている。年齢階級別に見ると、60～64歳が約17,419人、65～69歳が11,499人、70歳以上が約7,862人であった。

(2) 高年齢労働者の推移（31人以上規模企業）

31人以上規模企業における60歳以上の常用労働者数は約33,239人で、平成21年と比較すると、約20,842人増加している。

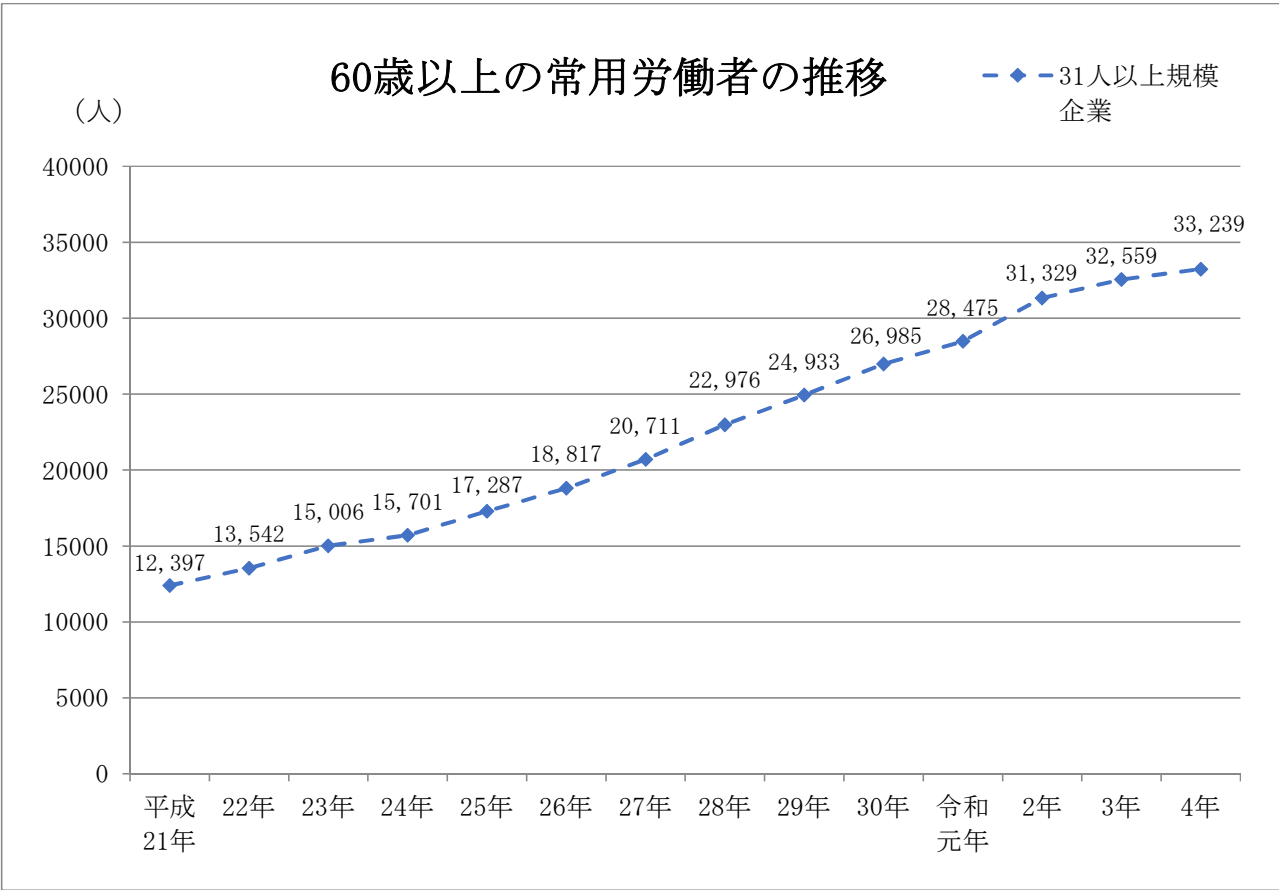


表1 雇用確保措置の実施状況

(社、%)

	①実施済み		②未実施		合計(①+②)	
21人以上 総計	2,219	(2,204)	1	(1)	2,220	(2,205)
	99.9%	(99.9%)	0.1%	(0.1%)	100.0%	(100.0%)
31人以上 総計	1,595	(1,617)	1	(1)	1,596	(1,618)
	99.9%	(99.9%)	0.1%	(0.1%)	100.0%	(100.0%)
21~300人	2,122	(2,110)	1	(1)	2,123	(2,111)
	99.9%	(99.9%)	0.1%	(0.1%)	100.0%	(100.0%)
21~30人	624	(587)	0	(0)	624	(587)
	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	100.0%	(100.0%)
31~300人	1,498	(1,523)	1	(1)	1,499	(1,524)
	99.9%	(99.9%)	0.1%	(0.1%)	100.0%	(100.0%)
301人以上	97	(94)	0	(0)	97	(94)
	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	100.0%	(100.0%)

※ ()内は、令和3年6月1日現在の数値。

※ 本集計は、原則小数点第2位以下を四捨五入しているが、それにより0%、または100%となる数値については、小数点第2位以下を切り上げもしくは切り捨てとしている数値がある。(例:0.02→0.1、99.99→99.9)

表2 雇用確保措置の規模別・産業別実施状況

(%)

		①実施済企業割合		②未実施企業割合					
規模別	合計	99.9%	(99.9%)	0.1%	(0.1%)				
	21~30人	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)				
	31~50人	99.9%	(99.9%)	0.1%	(0.1%)				
	51~100人	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)				
	101~300人	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)				
	301~500人	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)				
	501~1,000人	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)				
	1,001人以上	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)				
産業別		21人以上		31人以上					
	合計	99.9%	(99.9%)	99.9%	(99.9%)	0.1%	(0.1%)	0.1%	(0.1%)
	農、林、漁業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
	鉱業、採石業、砂利採取業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
	建設業	99.4%	(100.0%)	99.0%	(100.0%)	0.6%	(0.0%)	1.0%	(0.0%)
	製造業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
	情報通信業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
	運輸、郵便業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
	卸売業、小売業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
	金融業、保険業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
	不動産業、物品賃貸業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
	学術研究、専門・技術サービス業	100.0%	(97.8%)	100.0%	(96.7%)	0.0%	(2.2%)	0.0%	(3.3%)
	宿泊業、飲食サービス業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
	生活関連サービス業、娯楽業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
	教育、学習支援業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
	医療、福祉	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
	複合サービス事業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
	サービス業(他に分類されないもの)	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)
	その他	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%	(0.0%)

※ ()内は、令和3年6月1日現在の数値。

表3-1 雇用確保措置実施企業における措置内容の内訳

(社、%)

	①定年制の廃止	②定年の引上げ	③継続雇用制度の導入	合計(①+②+③)
21人以上総計	82 (85)	671 (632)	1,466 (1,487)	2,219 (2,204)
	3.7% (3.9%)	30.2% (28.7%)	66.1% (67.5%)	100.0% (100.0%)
31人以上総計	53 (51)	451 (436)	1,091 (1,130)	1,595 (1,617)
	3.3% (3.2%)	28.3% (27.0%)	68.4% (69.9%)	100.0% (100.0%)
21~300人	82 (85)	654 (617)	1,386 (1,408)	2,122 (2,110)
	3.9% (4.0%)	30.8% (29.2%)	65.3% (66.7%)	100.0% (100.0%)
21~30人	29 (34)	220 (196)	375 (357)	624 (587)
	4.6% (5.8%)	35.3% (33.4%)	60.1% (60.8%)	100.0% (100.0%)
31~300人	53 (51)	434 (421)	1,011 (1,051)	1,498 (1,523)
	3.5% (3.3%)	29.0% (27.6%)	67.5% (69.0%)	100.0% (100.0%)
301人以上	0 (0)	17 (15)	80 (79)	97 (94)
	0.0% (0.0%)	17.5% (16.0%)	82.5% (84.0%)	100.0% (100.0%)

※()内は、令和3年6月1日現在の数値。

※「合計」は、表1の「①実施済み」に対応している。

※「②定年の引上げ」は、65歳以上の定年の年齢を設けている企業を、「③継続雇用制度の導入」は、定年年齢は65歳未満だが継続雇用制度の上限年齢を65歳以上としている企業を、それぞれ計上している。

表3-2 継続雇用制度の内訳

(社、%)

	① 希望者全員65歳以上の 継続雇用制度	② 基準該当者65歳以上の 継続雇用制度	合計(①+②)
21人以上総計	1,256 (1,248)	210 (239)	1,466 (1,487)
	85.7% (83.9%)	14.3% (16.1%)	100.0% (100.0%)
31人以上総計	896 (912)	195 (218)	1,091 (1,130)
	82.1% (80.7%)	17.9% (19.3%)	100.0% (100.0%)
21~300人	1,198 (1,199)	188 (209)	1,386 (1,408)
	86.4% (85.2%)	13.6% (14.8%)	100.0% (100.0%)
21~30人	360 (336)	15 (21)	375 (357)
	96.0% (94.1%)	4.0% (5.9%)	100.0% (100.0%)
31~300人	838 (863)	173 (188)	1,011 (1,051)
	82.9% (82.1%)	17.1% (17.9%)	100.0% (100.0%)
301人以上	58 (49)	22 (30)	80 (79)
	72.5% (62.0%)	27.5% (38.0%)	100.0% (100.0%)

※()内は、令和3年6月1日現在の数値。

※「合計」は、表3-1の「③継続雇用制度の導入」に対応している。

表3-3 継続雇用先の内訳

(社、%)

	① 自社のみ	自社以外の継続雇用先がある企業							小計 (②~⑧)	合計 (①~⑧)
		② 自社、子会社 等	③ 自社、関連 会社等	④ 自社、子会社 等、関連会社 等	⑤ 子会社等	⑥ 子会社等、 関連会社等	⑦ 関連会社等	⑧ その他の会社 を含む		
21人以上 総計	1,423 (1,449)	22 (21)	8 (4)	11 (8)	2 (3)	0 (1)	0 (0)	0 (1)	43 (38)	1,466 (1,487)
	97.1% (97.4%)	1.5% (1.4%)	0.5% (0.3%)	0.8% (0.5%)	0.1% (0.2%)	0.0% (0.1%)	0.0% (0.0%)	0.0% (0.1%)	2.9% (2.6%)	100.0% (100.0%)
31人以上 総計	1,055 (1,098)	18 (17)	5 (4)	11 (8)	2 (1)	0 (1)	0 (0)	0 (1)	36 (32)	1,091 (1,130)
	96.7% (97.2%)	1.6% (1.5%)	0.5% (0.4%)	1.0% (0.7%)	0.2% (0.1%)	0.0% (0.1%)	0.0% (0.0%)	0.0% (0.1%)	3.3% (2.8%)	100.0% (100.0%)
21~300人	1,355 (1,381)	17 (17)	8 (4)	4 (2)	2 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	31 (27)	1,386 (1,408)
	97.8% (98.1%)	1.2% (1.2%)	0.6% (0.3%)	0.3% (0.1%)	0.1% (0.2%)	0.0% (0.0%)	0.0% (0.0%)	0.0% (0.1%)	2.2% (1.9%)	100.0% (100.0%)
21~30人	368 (351)	4 (4)	3 (0)	0 (0)	0 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	7 (6)	375 (357)
	98.1% (98.3%)	1.1% (1.1%)	0.8% (0.0%)	0.0% (0.0%)	0.0% (0.6%)	0.0% (0.0%)	0.0% (0.0%)	0.0% (0.0%)	1.9% (1.7%)	100.0% (100.0%)
31~300人	987 (1,030)	13 (13)	5 (4)	4 (2)	2 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	24 (21)	1,011 (1,051)
	97.6% (98.0%)	1.3% (1.2%)	0.5% (0.4%)	0.4% (0.2%)	0.2% (0.1%)	0.0% (0.0%)	0.0% (0.0%)	0.0% (0.1%)	2.4% (2.0%)	100.0% (100.0%)
301人以上	68 (68)	5 (4)	0 (0)	7 (6)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	12 (11)	80 (79)
	85.0% (86.1%)	6.3% (5.1%)	0.0% (0.0%)	8.8% (7.6%)	0.0% (0.0%)	0.0% (1.3%)	0.0% (0.0%)	0.0% (0.0%)	15.0% (13.9%)	100.0% (100.0%)

※()内は、令和3年6月1日現在の数値。

※「⑧その他の会社を含む」とは、自社以外の継続雇用先がある企業のうち、子会社等及び関連会社等以外の他社を継続雇用先としている企業を計上している(継続雇用先がその他の会社のみの場合も含む。)

※「合計」は、表3-1の「③継続雇用制度の導入」に対応している。

表4 定年制の廃止および65歳以上定年企業の状況

(社、%)

	① 定年制の廃止	②65歳以上定年			合計 (①+②)	報告した全ての企業
		65歳	66～69歳	70歳以上		
21人以上 総計	82 (85)	545 (521)	62 (59)	64 (52)	753 (717)	2,220 (2,205)
	3.7% (3.9%)	24.5% (23.6%)	2.8% (2.7%)	2.9% (2.4%)	33.9% (32.5%)	100.0% (100.0%)
31人以上 総計	53 (51)	366 (357)	39 (41)	46 (38)	504 (487)	1,596 (1,618)
	3.3% (3.2%)	22.9% (22.1%)	2.4% (2.5%)	2.9% (2.3%)	31.6% (30.1%)	100.0% (100.0%)
21～300人	82 (85)	530 (508)	62 (59)	62 (50)	736 (702)	2,123 (2,111)
	3.9% (4.0%)	25.0% (24.1%)	2.9% (2.8%)	2.9% (2.4%)	34.7% (33.3%)	100.0% (100.0%)
21～30人	29 (34)	179 (164)	23 (18)	18 (14)	249 (230)	624 (587)
	4.6% (5.8%)	28.7% (27.9%)	3.7% (3.1%)	2.9% (2.4%)	39.9% (39.2%)	100.0% (100.0%)
31～300人	53 (51)	351 (344)	39 (41)	44 (36)	487 (472)	1,499 (1,524)
	3.5% (3.3%)	23.4% (22.6%)	2.6% (2.7%)	2.9% (2.4%)	32.5% (31.0%)	100.0% (100.0%)
301人以上	0 (0)	15 (13)	0 (0)	2 (2)	17 (15)	97 (94)
	0.0% (0.0%)	15.5% (13.8%)	0.0% (0.0%)	2.1% (2.1%)	17.5% (16.0%)	100.0% (100.0%)

※ ()内は、令和3年6月1日現在の数値。

※ 「②65歳以上定年」は、表3-1の「②定年の引上げ」に対応している。

※ 「報告した全ての企業」は、表1の「合計」に対応している。

表5-1 70歳までの就業確保措置の実施状況

(社、%)

	①70歳までの就業確保措置実施済み					②就業確保措置相当の措置実施	③その他未実施	合計 (①+②+③)
	定年廃止	定年の引上げ	継続雇用制度の導入	創業支援等措置の導入				
21人以上総計	736 (667)	82 (85)	64 (52)	590 (530)	0 (0)	61 (63)	1,423 (1,475)	2,220 (2,205)
	33.2% (30.2%)	3.7% (3.9%)	2.9% (2.4%)	26.6% (24.0%)	0.0% (0.0%)	2.7% (2.9%)	64.1% (66.9%)	100.0% (100.0%)
31人以上総計	516 (479)	53 (51)	46 (38)	417 (390)	0 (0)	45 (47)	1,035 (1,092)	1,596 (1,618)
	32.3% (29.6%)	3.3% (3.2%)	2.9% (2.3%)	26.1% (24.1%)	0.0% (0.0%)	2.8% (2.9%)	64.8% (67.5%)	100.0% (100.0%)
21~300人	707 (647)	82 (85)	62 (50)	563 (512)	0 (0)	60 (61)	1,356 (1,403)	2,123 (2,111)
	33.3% (30.6%)	3.9% (4.0%)	2.9% (2.4%)	26.5% (24.3%)	0.0% (0.0%)	2.8% (2.9%)	63.9% (66.5%)	100.0% (100.0%)
21~30人	220 (188)	29 (34)	18 (14)	173 (140)	0 (0)	16 (16)	388 (383)	624 (587)
	35.3% (32.0%)	4.6% (5.8%)	2.9% (2.4%)	27.7% (23.9%)	0.0% (0.0%)	2.6% (2.7%)	62.2% (65.2%)	100.0% (100.0%)
31~300人	487 (459)	53 (51)	44 (36)	390 (372)	0 (0)	44 (45)	968 (1,020)	1,499 (1,524)
	32.5% (30.1%)	3.5% (3.3%)	2.9% (2.4%)	26.0% (24.4%)	0.0% (0.0%)	2.9% (3.0%)	64.6% (66.9%)	100.0% (100.0%)
301人以上	29 (20)	0 (0)	2 (2)	27 (18)	0 (0)	1 (2)	67 (72)	97 (94)
	29.9% (21.3%)	0.0% (0.0%)	2.1% (2.1%)	27.8% (19.1%)	0.0% (0.0%)	1.0% (2.1%)	69.1% (76.6%)	100.0% (100.0%)

※()内は、令和3年6月1日現在の数値。

※「①70歳までの就業確保措置実施済み」とは、法令の定めに基づいた適正な手続きを経て、定年制の廃止、定年の引上げ、継続雇用制度もしくは創業支援等措置の導入のいずれかの措置を講ずることにより、70歳までの就業機会の確保を実施している場合を指す。なお、「定年の引上げ」は70歳以上の定年の定めを設けている企業を、「継続雇用制度の導入」は定年年齢は70歳未満だが継続雇用制度の上限年齢を70歳以上としている企業を、「創業支援等措置の導入」は定年年齢及び継続雇用制度の年齢は70歳未満だが創業支援等措置の年齢を70歳以上としている企業を、それぞれ計上している。

※「②就業確保措置相当の措置実施」とは、「①70歳までの就業確保措置実施済み」と同様の措置を70歳未満の年齢まで導入している場合を指す。

※本集計は、原則小数点第2位以下を四捨五入しているが、本表の「21人以上総計」「21~300人」「21~30人」「31~300人」の「創業支援等措置の導入」については、小数点第2位以下を切り上げとしている。

表5-2 70歳までの就業確保措置の規模別・産業別実施状況

(%)

	①実施済企業割合		②未実施企業割合		
	合計		合計		
規模別	合計	33.2% (30.2%)	66.8% (69.8%)		
	21~30人	35.3% (32.0%)	64.7% (68.0%)		
	31~50人	34.7% (33.7%)	65.3% (66.3%)		
	51~100人	33.1% (29.1%)	66.9% (70.9%)		
	101~300人	26.2% (23.7%)	73.8% (76.3%)		
	301~500人	31.0% (19.3%)	69.0% (80.7%)		
	501~1,000人	30.0% (22.2%)	70.0% (77.8%)		
	1,001人以上	22.2% (30.0%)	77.8% (70.0%)		
産業別		21人以上	31人以上	21人以上	31人以上
	合計	33.2% (30.2%)	32.3% (29.6%)	66.8% (69.8%)	67.7% (70.4%)
	農、林、漁業	45.2% (39.7%)	40.8% (30.6%)	54.8% (60.3%)	59.2% (69.4%)
	鉱業、採石業、砂利採取業	50.0% (40.0%)	50.0% (33.3%)	50.0% (60.0%)	50.0% (66.7%)
	建設業	38.3% (38.6%)	35.7% (36.1%)	61.7% (61.4%)	64.3% (63.9%)
	製造業	28.2% (22.2%)	24.3% (22.4%)	71.8% (77.8%)	75.7% (77.6%)
	電気・ガス・熱供給・水道業	50.0% (50.0%)	50.0% (50.0%)	50.0% (50.0%)	50.0% (50.0%)
	情報通信業	14.7% (9.7%)	12.9% (10.3%)	85.3% (90.3%)	87.1% (89.7%)
	運輸、郵便業	39.8% (37.3%)	41.8% (40.4%)	60.2% (62.7%)	58.2% (59.6%)
	卸売業、小売業	26.8% (26.4%)	25.6% (26.6%)	73.2% (73.6%)	74.4% (73.4%)
	金融業、保険業	13.3% (11.1%)	14.3% (7.1%)	86.7% (88.9%)	85.7% (92.9%)
	不動産業、物品賃貸業	20.6% (20.0%)	19.0% (20.0%)	79.4% (80.0%)	81.0% (80.0%)
	学術研究、専門・技術サービス業	31.1% (26.7%)	26.7% (30.0%)	68.9% (73.3%)	73.3% (70.0%)
	宿泊業、飲食サービス業	35.7% (33.9%)	36.7% (28.9%)	64.3% (66.1%)	63.3% (71.1%)
	生活関連サービス業、娯楽業	39.6% (38.6%)	40.0% (31.0%)	60.4% (61.4%)	60.0% (69.0%)
	教育、学習支援業	25.8% (32.6%)	24.2% (30.3%)	74.2% (67.4%)	75.8% (69.7%)
	医療、福祉	36.8% (32.2%)	38.0% (32.9%)	63.2% (67.8%)	62.0% (67.1%)
複合サービス事業	16.7% (3.6%)	13.6% (4.5%)	83.3% (96.4%)	86.4% (95.5%)	
サービス業(他に分類されないもの)	36.7% (36.6%)	39.2% (36.7%)	63.3% (63.4%)	60.8% (63.3%)	
その他	50.0% (50.0%)	0.0% (0.0%)	50.0% (50.0%)	100.0% (100.0%)	

※()内は、令和3年6月1日現在の数値。

表6 66歳以上まで働ける制度のある企業の状況

(社、%)

	① 定年制の廃止	② 66歳以上 定年	③ 希望者全員 66歳以上 継続雇用	④ 基準該当者 66歳以上 継続雇用	⑤ その他66歳以上 まで働ける制度	合計① (①~③)	合計② (①~④)	合計③ (①~⑤)	報告した全ての企業
21人以上 総計	82 (85)	126 (111)	277 (243)	312 (291)	294 (287)	485 (439)	797 (730)	1,091 (1,017)	2,220 (2,205)
	3.7% (3.9%)	5.7% (5.0%)	12.5% (11.0%)	14.1% (13.2%)	13.2% (13.0%)	21.8% (19.9%)	35.9% (33.1%)	49.1% (46.1%)	100.0% (100.0%)
31人以上 総計	53 (51)	85 (79)	196 (179)	227 (217)	228 (224)	334 (309)	561 (526)	789 (750)	1,596 (1,618)
	3.3% (3.2%)	5.3% (4.9%)	12.3% (11.1%)	14.2% (13.4%)	14.3% (13.8%)	20.9% (19.1%)	35.2% (32.5%)	49.4% (46.4%)	100.0% (100.0%)
21~300人	82 (85)	124 (109)	268 (235)	293 (279)	281 (271)	474 (429)	767 (708)	1,048 (979)	2,123 (2,111)
	3.9% (4.0%)	5.8% (5.2%)	12.6% (11.1%)	13.8% (13.2%)	13.2% (12.8%)	22.3% (20.3%)	36.1% (33.5%)	49.4% (46.4%)	100.0% (100.0%)
21~30人	29 (34)	41 (32)	81 (64)	85 (74)	66 (63)	151 (130)	236 (204)	302 (267)	624 (587)
	4.6% (5.8%)	6.6% (5.5%)	13.0% (10.9%)	13.6% (12.6%)	10.6% (10.7%)	24.2% (22.1%)	37.8% (34.8%)	48.4% (45.5%)	100.0% (100.0%)
31~300人	53 (51)	83 (77)	187 (171)	208 (205)	215 (208)	323 (299)	531 (504)	746 (712)	1,499 (1,524)
	3.5% (3.3%)	5.5% (5.1%)	12.5% (11.2%)	13.9% (13.5%)	14.3% (13.6%)	21.5% (19.6%)	35.4% (33.1%)	49.8% (46.7%)	100.0% (100.0%)
301人以上	0 (0)	2 (2)	9 (8)	19 (12)	13 (16)	11 (10)	30 (22)	43 (38)	97 (94)
	0.0% (0.0%)	2.1% (2.1%)	9.3% (8.5%)	19.6% (12.8%)	13.4% (17.0%)	11.3% (10.6%)	30.9% (23.4%)	44.3% (40.4%)	100.0% (100.0%)

※ ()内は、令和3年6月1日現在の数値。

※ 66歳以上定年制度と66歳以上の継続雇用制度の両方の制度を持つ企業は、「②66歳以上定年」のみに計上している。

※ 「⑤その他66歳以上まで働ける制度」とは、業務委託等その他企業の実情に応じて何らかの仕組みで66歳以上まで働くことができる制度を導入している場合を指す。

※ 「報告した全ての企業」は、表1の「合計」に対応している。

表7 70歳以上まで働ける制度のある企業の状況

(社、%)

	① 定年制の廃止	② 70歳以上 定年	③ 希望者全員 70歳以上 継続雇用	④ 基準該当者 70歳以上 継続雇用	⑤ その他70歳以上 まで働ける制度	合計① (①~③)	合計② (①~④)	合計③ (①~⑤)	報告した全ての企業
21人以上 総計	82 (85)	64 (52)	275 (235)	315 (295)	302 (298)	421 (372)	736 (667)	1,038 (965)	2,220 (2,205)
	3.7% (3.9%)	2.9% (2.4%)	12.4% (10.7%)	14.2% (13.4%)	13.6% (13.5%)	19.0% (16.9%)	33.2% (30.2%)	46.8% (43.8%)	100.0% (100.0%)
31人以上 総計	53 (51)	46 (38)	192 (172)	225 (218)	234 (231)	291 (261)	516 (479)	750 (710)	1,596 (1,618)
	3.3% (3.2%)	2.9% (2.3%)	12.0% (10.6%)	14.1% (13.5%)	14.7% (14.3%)	18.2% (16.1%)	32.3% (29.6%)	47.0% (43.9%)	100.0% (100.0%)
21~300人	82 (85)	62 (50)	267 (229)	296 (283)	289 (282)	411 (364)	707 (647)	996 (929)	2,123 (2,111)
	3.9% (4.0%)	2.9% (2.4%)	12.6% (10.8%)	13.9% (13.4%)	13.6% (13.4%)	19.4% (17.2%)	33.3% (30.6%)	46.9% (44.0%)	100.0% (100.0%)
21~30人	29 (34)	18 (14)	83 (63)	90 (77)	68 (67)	130 (111)	220 (188)	288 (255)	624 (587)
	4.6% (5.8%)	2.9% (2.4%)	13.3% (10.7%)	14.4% (13.1%)	10.9% (11.4%)	20.8% (18.9%)	35.3% (32.0%)	46.2% (43.4%)	100.0% (100.0%)
31~300人	53 (51)	44 (36)	184 (166)	206 (206)	221 (215)	281 (253)	487 (459)	708 (674)	1,499 (1,524)
	3.5% (3.3%)	2.9% (2.4%)	12.3% (10.9%)	13.7% (13.5%)	14.7% (14.1%)	18.7% (16.6%)	32.5% (30.1%)	47.2% (44.2%)	100.0% (100.0%)
301人以上	0 (0)	2 (2)	8 (6)	19 (12)	13 (16)	10 (8)	29 (20)	42 (36)	97 (94)
	0.0% (0.0%)	2.1% (2.1%)	8.2% (6.4%)	19.6% (12.8%)	13.4% (17.0%)	10.3% (8.5%)	29.9% (21.3%)	43.3% (38.3%)	100.0% (100.0%)

※ ()内は、令和3年6月1日現在の数値。

※ 70歳以上定年制度と70歳以上の継続雇用制度の両方の制度を持つ企業は、「②70歳以上定年」のみに計上している。

※ 「⑤その他70歳以上まで働ける制度」とは、業務委託等その他企業の実情に応じて何らかの仕組みで70歳以上まで働くことができる制度を導入している場合を指す。

※ 「報告した全ての企業」は、表1の「合計」に対応している。

表8-1 60歳定年企業における定年到達者等の状況

	企業数 (社)	定年到達者総数 (人)	定年退職者数 (継続雇用を希望しない者)		継続雇用者数			うち子会社等・関連会社等での 継続雇用者数			定年退職者数 (継続雇用を希望したが継続雇 用されなかった者)			継続雇用の 終了による 離職者数 (人)
60歳定年企業で 定年到達者がいる企業等	876	2,184	318	14.6% (13.6%)	1,862	85.3% (86.2%)	25	1.1% (0.7%)	4	0.2% (0.2%)	595			
うち女性	511	969	150	15.5% (12.3%)	818	84.4% (87.3%)	4	0.4% (0.3%)	1	0.1% (0.4%)	237			

※ 本集計は、過去1年間(令和3年6月1日から令和4年5月31日)に60歳定年企業において定年年齢に到達した者及び継続雇用制度における上限年齢に到達したことによる離職者の数について集計している。
 ※ ()内は、令和3年6月1日現在の数値。

表8-2 経過措置に基づく継続雇用制度の対象者を限定する基準の適用状況

	企業数 (社)	基準を適用できる 年齢に到達した者 の総数 (人)	継続雇用終了者数 (継続雇用の更新を希望しない 者)		継続雇用者数 (基準に該当し引き続き継続雇 用された者)			継続雇用終了者数 (基準に該当しない者)		
経過措置適用企業で基準適用 年齢到達者(64歳)がいる企業	78	233	15	6.4% (3.4%)	217	93.1% (96.3%)	1	0.4% (0.3%)		
うち女性	37	91	6	6.6% (3.0%)	85	93.4% (97.0%)	0	0.0% (0.0%)		

※ 本集計は、令和3年6月1日から令和4年5月31日に経過措置適用企業において基準適用年齢に到達した者について集計している。
 ※ ()内は、令和3年6月1日現在の数値(経過措置の基準適用年齢は63歳)。

表9 年齢別常用労働者数

(人)

	年齢計	60歳以上合計		60～64歳		65歳以上		うち70歳以上			
		人数	(%)	人数	(%)	人数	(%)	人数	(%)		
31人以上 規模企業	平成21年	139,372人	(100.0)	12,397人	(100.0)	9,111人	(100.0)	3,286人	(100.0)	-	-
	平成22年	141,823人	(101.8)	13,542人	(109.2)	10,135人	(111.2)	3,407人	(108.5)	-	-
	平成23年	144,019人	(103.3)	15,006人	(121.0)	11,366人	(124.8)	3,640人	(102.7)	-	-
	平成24年	144,039人	(103.3)	15,701人	(126.7)	11,687人	(128.3)	4,014人	(112.9)	-	-
	平成25年	148,612人	(106.6)	17,287人	(139.4)	12,260人	(134.6)	5,027人	(129.9)	1,202人	(100.0)
	平成26年	152,599人	(109.5)	18,817人	(151.8)	12,735人	(139.8)	6,082人	(151.8)	1,366人	(113.6)
	平成27年	156,732人	(112.5)	20,711人	(167.1)	13,287人	(145.8)	7,424人	(176.3)	1,654人	(137.6)
	平成28年	159,533人	(114.5)	22,976人	(185.3)	13,987人	(153.5)	8,989人	(202.1)	1,914人	(159.2)
	平成29年	162,195人	(116.4)	24,933人	(201.1)	14,258人	(156.5)	10,675人	(236.3)	2,636人	(219.3)
	平成30年	164,491人	(118.0)	26,985人	(217.7)	14,743人	(161.8)	12,242人	(258.0)	3,559人	(296.1)
	令和元年	166,081人	(119.2)	28,475人	(229.7)	15,284人	(167.8)	13,191人	(283.5)	4,208人	(350.1)
	令和2年	172,343人	(123.7)	31,329人	(252.7)	16,006人	(175.7)	15,323人	(305.5)	5,474人	(455.4)
	令和3年	172,926人	(124.1)	32,559人	(262.6)	16,016人	(175.8)	16,543人	(503.4)	6,366人	(529.6)
令和4年	170,471人	(122.3)	33,239人	(268.1)	15,785人	(173.3)	17,454人	(531.2)	7,056人	(587.0)	
21人以上 規模企業	令和3年	187,876人	(100.0)	35,897人	(100.0)	17,628人	(100.0)	18,269人	(100.0)	7,072人	(100.0)
	令和4年	186,291人	(99.2)	36,780人	(102.5)	17,419人	(98.8)	19,361人	(106.0)	7,862人	(111.2)

※「31人以上規模企業」の()は、平成21年を100とした場合の比率(「うち70歳以上」は平成25年を100とした場合の比率)。

※「21人以上規模企業」の()は、令和3年を100とした場合の比率。

表10 都道府県別の状況

(図の都道府県の記載順は、70歳までの「就業確保措置」実施済企業割合の順番。宮崎県(33.2%)は千葉県と並び9番目。)

(%)

	報告した 全ての企業		雇用確保措置 実施済企業割合		70歳までの 就業確保措置 実施済企業割合		66歳以上まで働ける 制度のある企業割合		70歳以上まで働ける 制度のある企業割合	
島根	1,416 社	(1,442 社)	99.6%	(99.4%)	39.8%	(37.2%)	54.0%	(50.5%)	51.8%	(48.1%)
大分	2,325 社	(2,297 社)	100.0%	(100.0%)	38.4%	(32.5%)	51.2%	(48.0%)	49.4%	(46.3%)
岩手	2,561 社	(2,592 社)	99.9%	(99.9%)	36.4%	(32.7%)	48.8%	(45.1%)	47.2%	(43.1%)
鹿児島	3,192 社	(3,152 社)	99.9%	(99.9%)	35.7%	(32.1%)	46.4%	(44.3%)	44.3%	(42.0%)
青森	2,650 社	(2,638 社)	99.7%	(99.2%)	35.1%	(31.8%)	47.2%	(42.1%)	45.5%	(39.9%)
香川	2,059 社	(2,061 社)	100.0%	(99.6%)	34.8%	(31.5%)	45.0%	(43.4%)	43.4%	(41.7%)
奈良	1,623 社	(1,597 社)	99.9%	(100.0%)	34.8%	(32.4%)	47.4%	(45.4%)	45.3%	(42.9%)
宮城	3,821 社	(3,878 社)	99.8%	(99.6%)	33.7%	(29.7%)	44.7%	(42.2%)	42.4%	(39.9%)
宮崎	2,220 社	(2,205 社)	99.9%	(99.9%)	33.2%	(30.2%)	49.1%	(46.1%)	46.8%	(43.8%)
千葉	6,905 社	(6,780 社)	99.9%	(99.9%)	33.2%	(31.1%)	45.7%	(43.9%)	44.2%	(42.4%)
徳島	1,282 社	(1,306 社)	100.0%	(100.0%)	33.1%	(32.2%)	43.4%	(41.4%)	41.1%	(39.1%)
北海道	9,274 社	(9,128 社)	99.9%	(99.5%)	33.1%	(29.1%)	44.5%	(41.1%)	43.0%	(39.7%)
埼玉	8,621 社	(8,315 社)	99.9%	(99.0%)	32.9%	(30.2%)	44.2%	(41.6%)	42.8%	(40.1%)
茨城	4,138 社	(3,940 社)	99.9%	(99.9%)	32.8%	(30.0%)	42.6%	(39.3%)	40.6%	(37.1%)
福島	3,621 社	(3,697 社)	99.4%	(99.3%)	32.1%	(28.6%)	44.6%	(42.1%)	42.3%	(39.5%)
三重	3,059 社	(3,044 社)	100.0%	(100.0%)	31.6%	(30.4%)	45.9%	(44.3%)	44.3%	(42.5%)
長野	3,960 社	(3,955 社)	100.0%	(100.0%)	31.5%	(26.5%)	46.1%	(42.8%)	44.6%	(41.3%)
岐阜	4,027 社	(4,069 社)	99.9%	(99.9%)	31.5%	(33.0%)	47.4%	(45.6%)	45.7%	(44.1%)
秋田	2,054 社	(2,039 社)	99.8%	(99.6%)	31.5%	(30.0%)	52.8%	(50.2%)	50.7%	(48.5%)
岡山	3,523 社	(3,611 社)	99.9%	(99.4%)	31.4%	(28.1%)	45.1%	(42.4%)	43.1%	(40.7%)
群馬	4,063 社	(3,998 社)	99.9%	(99.8%)	31.1%	(29.1%)	39.2%	(37.1%)	37.9%	(35.6%)
栃木	3,291 社	(3,255 社)	99.9%	(99.8%)	30.8%	(28.4%)	42.5%	(40.2%)	40.8%	(38.6%)
佐賀	1,686 社	(1,696 社)	99.8%	(99.2%)	30.6%	(28.9%)	44.1%	(41.2%)	41.0%	(38.4%)
鳥取	1,093 社	(1,103 社)	99.8%	(100.0%)	29.6%	(26.0%)	44.4%	(40.3%)	41.4%	(37.3%)
和歌山	1,635 社	(1,627 社)	99.7%	(99.4%)	29.4%	(27.1%)	41.4%	(39.5%)	39.2%	(37.0%)
山形	2,328 社	(2,255 社)	99.8%	(99.4%)	29.3%	(25.5%)	42.7%	(39.1%)	40.6%	(36.9%)
滋賀	2,202 社	(2,149 社)	99.8%	(99.2%)	29.1%	(25.5%)	43.6%	(40.7%)	41.7%	(38.4%)
愛知	14,088 社	(13,894 社)	100.0%	(100.0%)	28.8%	(26.2%)	43.3%	(41.3%)	41.4%	(39.3%)
静岡	6,968 社	(6,864 社)	99.8%	(99.9%)	28.8%	(27.6%)	42.6%	(40.9%)	40.7%	(38.9%)
石川	2,598 社	(2,570 社)	99.5%	(99.8%)	28.8%	(26.8%)	40.1%	(37.3%)	38.1%	(35.6%)
山口	2,438 社	(2,443 社)	99.9%	(99.7%)	28.7%	(25.9%)	45.6%	(42.4%)	44.0%	(40.8%)
福井	1,885 社	(1,832 社)	100.0%	(100.0%)	28.6%	(27.2%)	40.8%	(39.4%)	38.5%	(36.6%)
全国計	235,875 社	(232,059 社)	99.9%	(99.7%)	27.9%	(25.6%)	40.7%	(38.3%)	39.1%	(36.6%)
福岡	9,467 社	(9,396 社)	99.9%	(99.9%)	27.8%	(26.0%)	42.2%	(40.1%)	40.6%	(38.5%)
熊本	3,303 社	(3,242 社)	99.8%	(99.2%)	26.9%	(23.8%)	43.0%	(39.6%)	40.8%	(37.3%)
神奈川	11,025 社	(10,880 社)	99.9%	(99.5%)	26.9%	(25.2%)	39.3%	(37.1%)	37.8%	(35.6%)
高知	1,368 社	(1,312 社)	99.9%	(99.9%)	26.5%	(24.3%)	37.4%	(36.0%)	36.8%	(34.9%)
山梨	1,523 社	(1,474 社)	99.9%	(99.7%)	26.5%	(25.5%)	38.8%	(36.6%)	37.4%	(34.7%)
沖縄	2,944 社	(2,959 社)	99.8%	(99.5%)	26.3%	(23.7%)	38.1%	(35.2%)	37.0%	(34.3%)
愛媛	2,656 社	(2,629 社)	99.6%	(99.2%)	26.2%	(23.2%)	44.7%	(41.3%)	43.4%	(40.0%)
新潟	4,755 社	(4,767 社)	100.0%	(100.0%)	26.0%	(24.4%)	43.5%	(41.0%)	41.7%	(39.0%)
長崎	2,655 社	(2,678 社)	99.4%	(99.5%)	25.6%	(25.1%)	41.7%	(40.0%)	40.3%	(38.6%)
兵庫	7,812 社	(7,752 社)	99.9%	(99.5%)	24.8%	(22.5%)	37.2%	(34.4%)	35.5%	(32.6%)
京都	4,425 社	(4,449 社)	99.9%	(99.6%)	24.5%	(23.0%)	36.9%	(35.2%)	35.4%	(33.8%)
広島	5,538 社	(5,515 社)	99.8%	(99.7%)	24.2%	(23.5%)	40.8%	(39.0%)	39.4%	(37.3%)
大阪	18,721 社	(18,557 社)	99.9%	(99.7%)	23.2%	(21.6%)	34.9%	(33.2%)	33.4%	(31.6%)
東京	40,633 社	(38,531 社)	99.9%	(99.9%)	21.7%	(19.3%)	32.1%	(29.5%)	30.8%	(28.2%)
富山	2,453 社	(2,486 社)	100.0%	(99.9%)	21.2%	(18.6%)	46.8%	(44.3%)	45.1%	(42.6%)

※ ()内は、令和3年6月1日現在の数値。

※ 本集計は、原則小数点第2位以下を四捨五入しているが、本表の「雇用確保措置実施済企業割合」については、小数第2位以下を四捨五入することで100%となる場合は、小数点第2位以下を切り捨てとしている。

※ 「70歳までの就業確保措置導入企業」は表5-1の①に、「66歳以上まで働ける制度のある企業」は表6に、「70歳以上まで働ける制度のある企業」は表7にそれぞれ対応している。